

事務連絡
令和5年5月1日

各医療機関
医師の働き方改革担当部門長 様

愛媛県保健福祉部
社会福祉医療局医療対策課長

医療勤務環境改善に向けた体制整備に係る補助金について（案内）

本県の保健医療行政につきまして、平素より格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

県においては、勤務医が働きやすい職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進める医療機関に対する補助を行っています。

つきましては、令和5年度の事業実施を希望する医療機関におかれましては、下記のとおり、意向調査票等を作成いただきご提出ください。

記

1 補助事業の概要

別紙「補助事業の概要」のとおり

※特定労務管理対象機関（いわゆるB、C水準）の指定申請を検討している医療機関以外においても、本補助事業をご活用いただくことが可能です。

2 提出書類

- ① 意向調査票
- ② 見積書（任意提出）
- ③ その他参考資料（任意提出）

※意向調査票の提出をもって、補助事業の採択をお約束するものではありません。

※②、③の提出は任意ですが、事業採択決定後にはご提出いただくことになります。

3 提出期限

令和5年6月30日（金）

4 提出方法

メールにてご提出ください。

提出先：医療対策課 医療機関係 加藤

E-mail：iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

※メールの件名を「勤務環境改善補助金要望（●●病院）」としてください。

5 県の支援について

県では、医療機関の働き方改革を支援するため、専用のセンターを設置しています。

無料で専門のアドバイザーから支援を受けることが可能です。宿日直許可取得、勤務環境改善マネジメントシステム導入等幅広く相談を受け付けていますのでお気軽にご連絡ください。

●センター概要

名 称：愛媛県医療勤務環境改善支援センター
受付時間：平日午前9時から午後5時
場 所：松山市空港通1-8-16 えざき本社ビル5階
※来所希望の場合は、要事前連絡。
TEL：089-993-7831
FAX：089-993-7832

6 参考サイト

医師の働き方改革に関する情報は以下のサイトからご確認いただけます。

①「いきいき働く医療機関サポートWeb」（通称：いきサポ）

○URL：<https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/>

（厚生労働省が開設しているページです。医師の働き方改革の制度概要から、医療機関における先進的な事例紹介まで各種情報が掲載されています。）

②愛媛県ホームページ

○URL：<https://www.pref.ehime.jp/h20150/hatarakikata/hatarakikata.html>

（検索ポータルサイトで「愛媛県 医師の働き方改革」で検索いただけます。）

【担当】

愛媛県 保健福祉部 社会福祉医療局
医療対策課 医療機関係 加藤
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
TEL：089-912-2384 FAX：089-921-8004
E-mail：iryotaisaku@pref.ehime.lg.jp

医療勤務環境改善に向けた体制整備に係る補助事業

【概要】

1 補助の交付要件

以下のいずれか、または両方を満たすこと。

- ア：月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えていること又は全員若しくは一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 960 時間を超えた 36 協定の締結に向けた見直しを予定若しくは検討していること。
- イ：月の時間外・休日労働が 80 時間を超える医師を雇用している若しくは雇用を予定している医療機関で、自医療機関での時間外・休日労働時間は年 960 時間以内であるが、他の医療機関での勤務と通算して時間外・休日労働時間が年 960 時間を超える医師（勤務医）がいること。

2 対象医療機関

「1 補助の交付要件」かつ以下のいずれかを満たす医療機関であること。
ただし、診療報酬の「地域医療体制確保加算」を取得している医療機関は対象外。

①救急医療機関のうちいずれか

ア：年間の救急車受入台数が 1,000 台以上 2,000 台未満

※2,000 台以上の場合は、診療報酬の「地域医療体制確保加算」対応

イ：年間の救急車受入台数が 1,000 台未満であるが、夜間・休日・時間外入院件数が年間で 500 件以上

ウ：年間の救急車受入台数が 1,000 台未満であるが、離島、へき地等で、同一医療圏に他に救急対応可能な医療機関が存在しない

②総合周産期医療センター又は地域周産期医療センター

③在宅医療機関のうちいずれか

ア：機能強化型在宅療養支援病院の単独型

（特掲診療料の施設基準等別添 1 の「第 14 の 2」の 1 の（1））

イ：機能強化型在宅療養支援診療所の単独型

（特掲診療料の施設基準等別添 1 の「第 9」の 1 の（1））

④精神科医療機関のうちいずれか

ア：「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年 12 件以上行っている

イ：児童精神科を行っている

- ⑤ 5 疾病 5 事業で重要な医療を提供する医療機関のうち以下のいずれか
- ア：脳卒中について、超急性期脳卒中加算の算定が年間 25 件以上程度
 - イ：心血管疾患について、急性心筋梗塞等に対する治療件数が年間 60 件以上程度
 - ウ：急性期・高度急性期病棟を持ち高度のがん治療を行っている、若しくは移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行っている

★注意★

医療提供に関する実績について、原則、2022 年 1 月～12 月までの 1 年間の実績とするが、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年に比べ実績が乏しい場合には、過去 3 カ年程度の実績を考慮する。

(判断に悩む場合は、意向調査票提出前に御相談ください。)

3 補助額

○病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数 1 床当たり、133 千円を標準単価とし、当該病床数（診療所においては一律 20 床として換算）に乗じて得た額を補助額の基準とし、補助内容に対応する経費に対してそれぞれ補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を補助額とする。

4 補助率

- 資産形成経費：10分の5
- その他経費：10分の10

5 補助事業例

以下の事業例以外にも、勤務環境改善に資するものであると認められる事業については補助対象となる可能性がありますのでご相談ください。

	補助内容	内訳
① 資産 形成 経費	I C T 等費用	スマートフォンで電子カルテを閲覧できるシステムや A I 問診システム、勤怠管理システム等の導入
	休憩室の設備購入等の休憩環境整備費用	医師等の休憩環境の整備に要する費用
② その 他 経 費	医師事務作業補助者研修費用	医師事務作業補助者研修費補助：医師事務作業補助者に必要な研修受講料を補助
	改善支援アドバイス費用	勤務間インターバルの導入等働きやすい環境整備のための勤務環境改善アドバイス経費等補助
	医療専門職支援人材の雇用	看護補助者等導入経費補助：看護補助者の新規採用に係る人件費を補助
	タスク・シェアリングに伴う医療専門職雇用等に係る補助	非常勤専門職人件費